

改 正 案	現 行
<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託会社には、適用しない。</p> <p>2 宅地建物取引業を営む信託会社については、前項に掲げる規定を除き、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。</p> <p>3 信託会社は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>4 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。</p> <p>2 宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、前項に掲げる規定を除き、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。</p> <p>3 信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。</p>